

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【4】
2. 日時：令和5年9月6日 15時30分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官、
義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官*、小林主任安全審査官、
伊藤（拓）安全審査官、小野安全審査官、宮崎安全審査専門職、
伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官、山本上席監視指導官*、
伊藤（健）運転検査官補

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（原子力品質保証） 他5名

電源事業本部 原子力運営グループ 副長 他5名*

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日及び9月6日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しについて】

- 特重非公開ガイド誤廃棄事案の報告遅れについて、要因分析結果、当該結果を踏まえた対策、対策前後での具体的変更点（新規に実施する事項が何か。）、当該対策により期待する効果（その効果が期待できる理由を含む。）を整理するとともに、これらと保安規定の変更内容との関係を説明すること。
- 過去の不適切事案への取り組みを踏まえ、原子力安全文化に係る活動体制について、原子力強化プロジェクトを廃止して電源事業本部に一元化するメリット（改善点）について説明すること。
- 監視・評価業務のプロセスとして挙げている取り組み内容について、現在の状況と今後具体的にどのような手順で安全文化の劣化兆候の分析、判断を実施するのかについて説明すること。

- 原子力安全文化の育成および維持する活動体制の一元化前後比較表について、変更理由を含め、変更前後の対応を整理し、説明すること。
- 原子力強化プロジェクトの業務移管に伴う、原子力強化プロジェクトと電源事業本部の要員数の変遷及び既存業務への影響について説明すること。
- 原子力安全文化の育成および維持のPDCAの全体イメージ図について、現行の原子力安全文化の自己評価項目と、新たに監視評価グループ【新規規定】として実施する内容との相違点を踏まえて再整理すること。
- 原子力安全文化の育成および維持する活動プロセスの概要（保安規定変更前後）の図について、原子力強化プロジェクトが実施していた業務、監視評価グループが実施する業務等について、継続する業務と新たな業務それぞれの実施主体を具体的に示し、説明すること。

【指摘事項に対する回答整理表】

- コメント内容に対する回答が明確になっていない。資料への反映内容および回答内容を再整理すること。
- 保安規定第2条の3を残すことについて、他社同様に第3条に統合しなくてもよいとする理由を整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 島根原子力発電所新規制基準保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 保安規定 指摘事項に対する回答整理表